

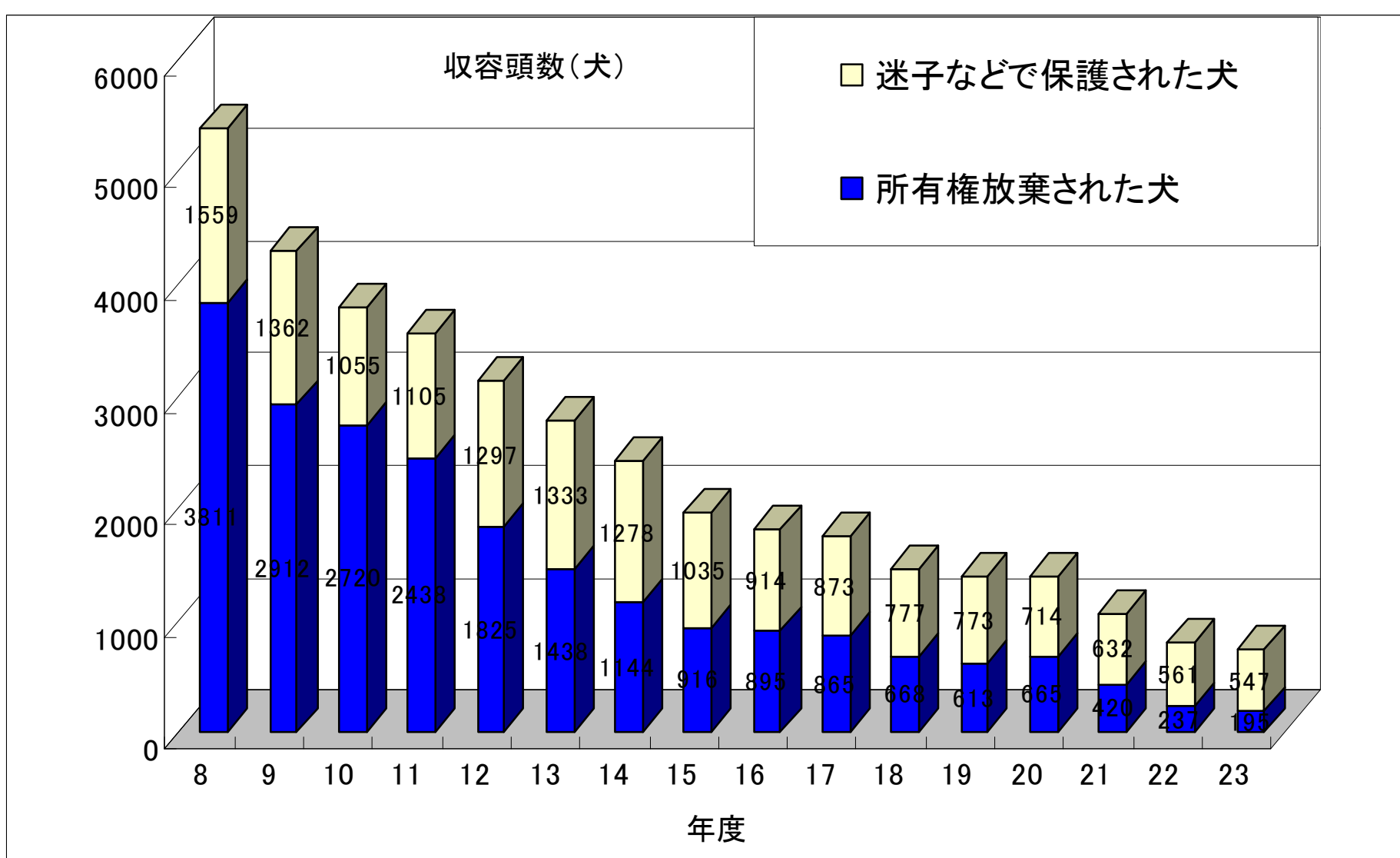
まいごにしないで すてないで 大切な家族

センターに收容された犬ねこの主な理由は以下の二つです。

1. 迷子などで保護された
2. 飼い主が飼育を続けられなくなった（人を咬む、引っ越しをする、犬ねこの病気・老齢、世話をする人がいなくなった、近所から鳴き声などの苦情が出た、など）

センターに收容された犬の頭数の推移

滋賀県動物保護管理センターで收容する犬の頭数は、とても喜ばしいことに、年々、減少してきています。



センターに收容された犬ねこはどうなったの??

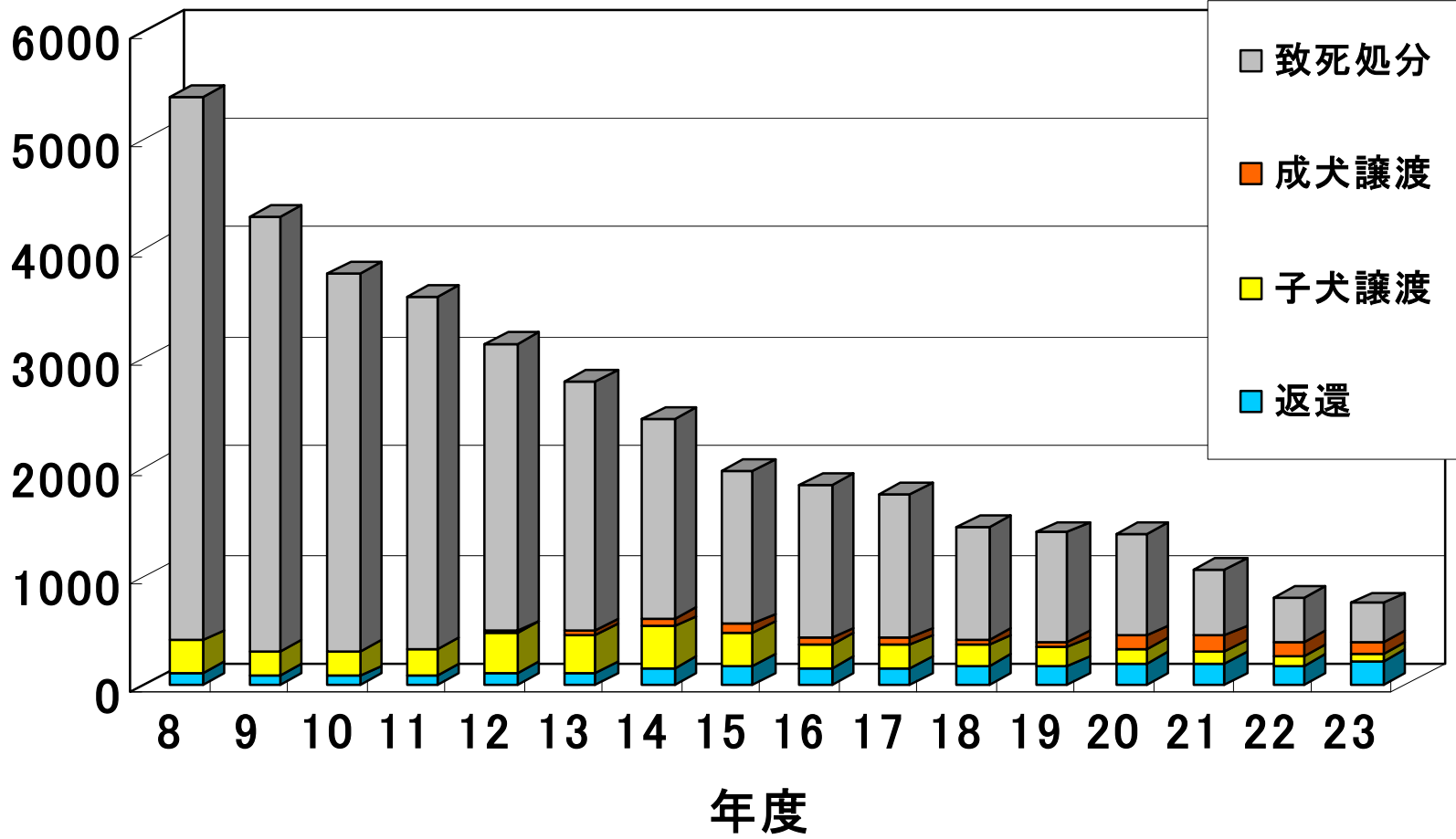
センターで收容された迷子の犬ねこは、元の飼い主さんが現れるのを待つ期間として、7日～11日間センターで保管します。

この期間中に飼い主さんが判明した場合は、返還することができます。

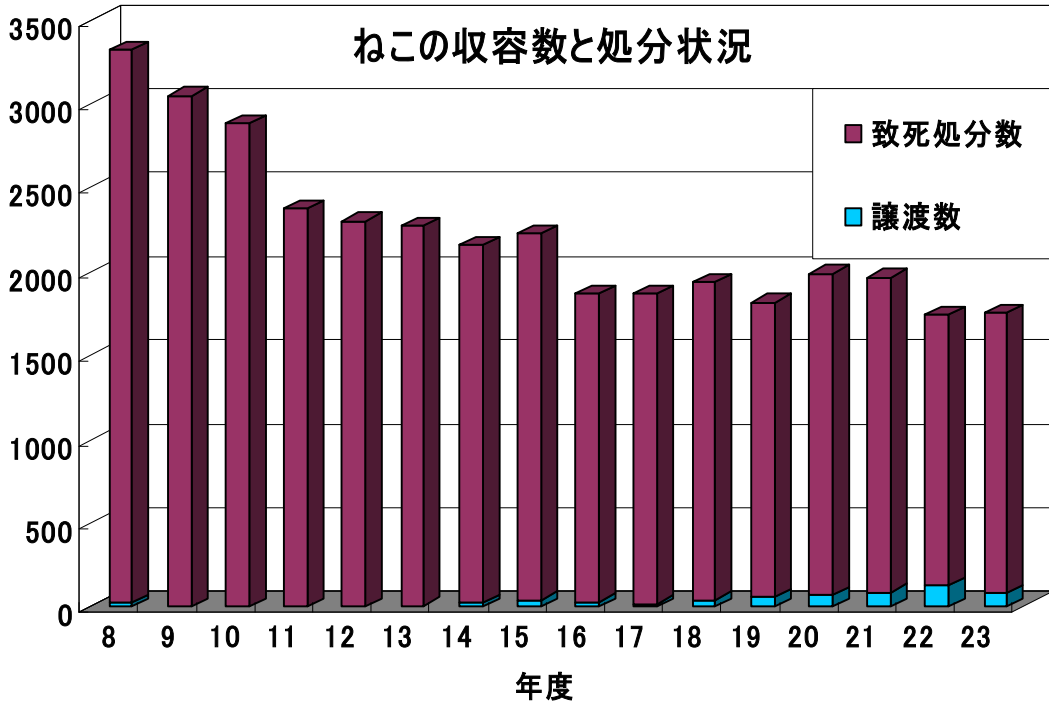
この期限を過ぎても飼い主が判明しなかった犬ねこ、および、飼い主が所有権放棄した犬ねこなど、センターに收容したすべての犬ねこについて、新しい飼い主にもられる適性があるかどうかのチェックをおこないます。できるだけ、新しい飼い主さんにもらってもらいたいのですが、咬みぐせなど攻撃性のあるものや、健康状態の良くないもの、生まれたばかりで離乳のできていない犬ねこはもらってもらうことはできません。とても悲しいことですが、致死処分をしています。

迷子にしない、繁殖制限をする、などの適切な管理をして、責任をもって最後まで飼育してくださる飼い主さんばかりになれば、センターに收容される犬ねこは、まったくいなくなります。

収容した犬の処分内訳



ねこの収容数と処分状況



近年、ねこの収容頭数は、横ばいの状態です。
収容されるねこの多くは生まれたばかりの子ねこです。

不妊去勢手術などの繁殖制限をし、完全室内飼育で迷子にさせない飼い主さんばかりになれば、センターに収容されるねこは激減させることができます！！

飼い犬・ねこを迷子にしないなどの適切な管理*をして、最後まで責任をもって飼育してください。

そうすれば、センターに収容される悲しい犬ねこを、1匹でも減らすことができます！

*鑑札、狂犬病予防注射済み票、連絡先(電話番号など)の書かれた**迷子札をつけてください。**

万が一、迷子になってもセンターで収容することなく、飼い主さんのもとへもどっていくことができます。

*新しく生まれる命すべてに責任がもてますか？必ず、**不妊去勢手術**などの繁殖制限をしてください。

ねこは完全室内飼育をしましょう！